

## 新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月24日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（物品の払出し）</p> <p><b>第126条</b> （略）</p> <p>2 物品のうち薬品及び再用品に係るその他貯蔵品（以下「在庫品目」という。）の払出しは、<u>薬品については処方せん等、再用品に係るその他貯蔵品については物品払出票による記録整理に基づかなければならない。</u></p> <p>3 在庫品目以外の物品の払出しは、企業会計原則注解（昭和29年大蔵省企業会計審議会公表）注1に規定する重要性の原則を適用し、<u>処方せん等又は物品払出票による記録整理によらないで、受入れの月にすべて払出しがあつたものとみなし、第1項の規定による払出調書を作成しなければならない。</u></p> <p>（払出価額）</p> <p><b>第127条</b> 物品の払出価額は、次の方法によるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>診療材料 先入先出法</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる物品以外の物品 個別法</u></p> <p>（実地たな卸し）</p> <p><b>第134条</b> 施設の企業出納員は、毎事業年度末に在庫品目及び別に定める<u>診療材料</u>について実地のたな卸しを行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（物品の払出し）</p> <p><b>第126条</b> （略）</p> <p>2 物品のうち薬品及び再用品に係るその他貯蔵品（以下「在庫品目」という。）の払出しは、物品払出票による記録整理に基づかなければならない。</p> <p>3 在庫品目以外の物品の払出しは、企業会計原則注解（昭和29年大蔵省企業会計審議会公表）注1に規定する重要性の原則を適用し、物品払出票による記録整理によらないで、受入れの月にすべて払出しがあつたものとみなし、第1項の規定による払出調書を作成しなければならない。</p> <p>（払出価額）</p> <p><b>第127条</b> 物品の払出価額は、次の方法によるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>薬品以外の物品 個別法</u></p> <p>（実地たな卸し）</p> <p><b>第134条</b> 施設の企業出納員は、毎事業年度末に在庫品目について実地のたな卸しを行わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。